

## 農業改革の検討状況について

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	団体における検討状況
農協改革	<p>◆中央会制度の在り方 単位農協の自主性・主体性を高めるために適した体制となっているか</p> <p>【現状】 ・農協法に基づく農協の指導機関としてJA全中、JA岐阜中央会が存在</p>	<p>○農協法上の中央会制度は、適切な移行期間を設けた上で自律的な新たな制度に移行</p> <p>○新たな制度は、農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方は組織内の検討も踏まえ、早期に結論</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○全中において、「総合審議会」、「JAグループの自己改革に関する有識者会議」を設置(8/8)し、自己改革案を検討。11月に中間とりまとめ、2月に最終答申予定</p> <p>○県中央会において「農協改革検討会議」を設置(7/15)し、改革を検討 ・同検討会議は、幅広く意見を聴取するため、有識者や農業関係団体を委員とし、県もオブザーバー参加</p>
	<p>◆全農の事業・組織の見直し 単位農協の農産物の有利販売、生産資材の有利購入に適した組織となっているか</p> <p>【現状】 ・購買事業：県内7農協で約7割が系統利用 ・販売事業：県内7農協で約9割が系統利用</p>	<p>○全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とする</p> <p>○独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○全農において、「総合運営委員会」を設置(9/1)。株式会社化を含む事業及び組織の見直しを検討し、総合審議会の議論に反映</p> <p>○株式会社化により、商品価値の高いものしか扱われなくなったり、独禁法適用で価格交渉力が低下して、農家の所得が下がることを懸念</p>
	<p>◆単協の活性化・健全化の推進 (信用事業の在り方) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点において事業運営をするためには、信用事業はどうすればよいか</p> <p>【現状】 ・農林中金・信連・単協が一体的に事業運営を行い、各種金融サービスを実施</p>	<p>○信用事業は、既存方式(農林中金への事業譲渡・単協への代理店設置)の活用を推進を図ることとし、農林中金は手数料等の水準を早急に示す</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○農林中金及び信連において、信用事業の代理店方式の具体化及び手数料等の水準を検討し、総合審議会の議論に反映</p> <p>○単位農協から信用事業が分離された場合、収益が減少し、施設利用事業、営農指導事業、農産物販売事業などの農家負担が増加し、経営への影響を懸念</p>
	<p>◆単協の活性化・健全化の推進 (共済事業の在り方) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点において事業運営をするためには、共済事業はどうすればよいか</p> <p>【現状】 ・全共連と単協が一体となって共済サービスを提供</p>	<p>○共済事業は、現方式の中で、全共連が、単協の事務負担を軽減するように改善策を示し、その活用の推進を図る</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○全共連において、事務負担軽減方策を検討し、総合審議会に反映</p>

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	団体における検討状況
農協改革	<p>◆<b>単協の活性化・健全化の推進</b> (経済事業の方向性) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点をおいて事業運営をするためにはどうしたらよいか。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用事業をはじめ、営農指導事業、経済事業などを総合的に実施</li> <li>※営農指導・農業関連事業は赤字で、信用・共済事業の利益により補われている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単協が、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行うために、下記を含む単協の活性化を図る</li> <li>・農産物の買取販売の数値目標を定めて段階的に拡大</li> <li>・生産資材について最も有利なところから調達</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農協が、買取販売の数値目標及び生産資材の調達方式を検討</li> <li>○全農が、総合運営委員会で経済事業の在り方を検討し、総合審議会の議論に反映</li> </ul>
	<p>◆<b>理事会の見直し</b> 農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行うためには誰が理事に適しているか</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の各区域から推薦された者、事業に精通する者及び女性代表で構成</li> <li>※県内7総合農協の理事は215名 (H26.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事の過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとする</li> <li>○女性・青年役員を積極的に登用</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農協において、理事への登用方法等を検討</li> </ul>
	<p>◆<b>組織形態の弾力化</b> 多様な組合員や地域住民のニーズに適した組織形態への転換できる仕組みが必要ではないか</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単協・連合会の合併の規定は準備されているが、分割・再編の規定はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単協・連合会組織の分割や株式会社、生協、社会医療法人等への転換など組織形態の転換を可能とする</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合審議会において、組織形態の在り方を検討</li> </ul>
	<p>○農林中金・信連・全共連は、農協出資の株式会社に転換することを可能とする方向で検討</p>	<p>H26年度 検討開始</p>		
	<p>◆<b>組合員の在り方</b> 農業者の協同組織として、組合員の構成や事業利用量は適当か</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内3農協(ぎふ、陶都信用、飛騨)で准組合員数が正組合員数を超過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○准組合員の事業利用について、一定のルールを導入する方向で検討</li> </ul>	<p>H26年度 検討開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中長期的な課題として、平成27年秋のJA全国大会での議論に合わせて意見を出す</li> <li>○ルールの内容によっては、農協の収益減少のみならず、農協が地域インフラを支えているような場合には、住民生活・地域経済への悪影響を懸念</li> </ul>
<p>◆<b>他団体等のイコルフットイング</b> 安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせていないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政は、単位農協を農業者団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う</li> <li>○行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行う</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	団体における検討状況
農業委員会等改革	<p>◆委員の選挙・選任方法の見直し 現行制度が委員の選定方法として最適か。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内農業委員数890人(1市町村平均21名)</li> <li>うち選挙委員 679人</li> <li>※直近の選挙で投票が行われたのは42市町村中1委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙制度及び議会推薦・団体推薦による選任制度は廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に一元化</li> <li>○委員は現行の半分程度の規模へ</li> <li>○女性・青年委員の積極的登用</li> <li>○職務の的確な遂行を前提として、報酬水準の引き上げを検討</li> <li>○農業委員の過半は認定農業者を選任</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員が「地域の代表」という性格を持つことは極めて重要であると考えられるため、この性格が十分確保されるような制度設計となることを要望</li> </ul>
	<p>◆農業委員会の事務局の強化 実務的機能の強化を図る上で、現在の体制では必ずしも十分ではない。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の職員と首長部局農政担当職員は兼務している場合が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化などにより、体制を強化</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>H27年度 措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
	<p>◆農地利用最適化推進委員(仮称)の設置 農地の利用調整活動、担い手育成・発展支援の実務は誰が担うのが適切か。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員が実務を担っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会の指揮の下で農地の利用の最適化等を推進する「農地利用最適化推進委員(仮称)」の設置を法定化</li> <li>○農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新設の推進委員は農業委員の役割を引き継ぐイメージであるが、農業委員との明確な役割分担と適正な人員の確保について、内部で検討</li> </ul>
	<p>◆都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し 農業委員会の自主性・主体性を高めるために適した体制となっているか。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを活用し、農業委員会の活動を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○役割を見直し、都道府県・国が法律上指定する制度へ移行</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○系統性は農政推進上、効率的で不可欠な体制であるため、現行と同様の系統性が確保されるよう要望</li> </ul>
	<p>◆情報公開等 農業委員会の活動状況が農業者等へ十分伝わっていないのではないか。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会だより等による情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会は、業務の執行状況を分かりやすくタイムリーに情報発信</li> <li>○農業委員会は、農地の利用状況を公表</li> <li>○国・都道府県は、農業委員会の業務の執行状況を情報公開</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>H27年度 措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
	<p>◆遊休農地対策 遊休農地解消を図るための仕組みは十分か。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回農地の利用状況を調査し、意向を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会は、農地の利用関係の調整等業務を着実に実施</li> <li>○農地中間管理機構が、必要に応じて農業委員会に利用意向調査の実施を促す仕組みを構築</li> </ul>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>H27年度 措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	団体における検討状況
農業委員会等改革	<p>◆転用違反への対応 転用違反への対応は十分か。</p> <p>【現状】 ・転用違反に係る処分や罰則はあるが、活用されていない</p>	○農地転用違反事案について、農業委員会が都道府県知事等に対して権限行使を求めることができる仕組みを構築	H26年度 検討・結論  H27年度 措置	・特になし
	<p>◆行政庁への建議等の業務の見直し 法律に基づく業務として適切か。</p> <p>【現状】 ・農業者の代表機関として建議、諮問答申などを実施</p>	○農業及び農民に関する事項についての意見公表や行政庁への建議等は、法律に基づく業務から除外	H26年度 検討・結論  次期通常国会 法案提出	○農業者の利益代表機関としての意見公表である建議については、これまでと同様に法的な位置づけを堅持すべきことについて、内部で検討
	<p>◆転用制度の見直し 6次産業化等を推進する上で転用制度が妨げとなっていないか。</p> <p>【現状】 ・農業用施設とみなされる場合は転用要件を緩和</p>	○農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直し	H26年度 検討・結論  H27年度 措置	・特になし
	<p>◆転用利益の地域の農業への還元 農地転用の転用利益を地域農業へ還元することで農地流動化を促進できないか。</p> <p>【現状】 ・地域の雇用増大に繋がる場合等に転用要件を緩和</p>	○転用利益の地域農業への還元等の方策については、中長期的に検討	H26年度 検討開始	・特になし
	<p>◆役員要件・構成員要件の見直し 農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件緩和が必要ではないか。</p> <p>【現状】 ・役員要件：過半数が常時従事者 ・構成員要件：農業関係者の議決権が3/4以上</p>	○役員要件：役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事 ○構成員要件：議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満は制限を設けない	H26年度 検討・結論  次期通常国会 法案提出	・特になし
農業生産法人改革	<p>◆事業拡大への対応等 要件が事業拡大の壁となっていないか。</p> <p>【現状】 ・リース方式による一般法人の農業参入が可能</p>	○「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに際して検討	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	・特になし